

平成30年度

公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

原案

190821 時点

横浜市公立大学法人評価委員会

令和元年8月

目次

内容

はじめに	1
1 法人評価の概要	2
2 平成30年度の業務実績の総括的評価	4
3 平成30年度の業務実績の項目別評価	6
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組《評価：A》	6
1 教育に関する取組 《評価：A》	6
2 研究の推進に関する取組 《評価：A》	7
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組《評価：S》	7
III 国際化に関する目標を達成するための取組《評価：A》	8
IV 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組《評価：A》	8
1 医療分野・医療提供等に関する取組 《評価：A》	8
2 医療人材の育成等に関する取組 《評価：A》	8
3 地域医療に関する目標を達成するための取組 《評価：A》	9
4 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組 《評価：A》	9
5 医療安全・病院運営に関する取組 《評価：A》	9
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組《評価：A》	10
1 業務運営の改善に関する取組 《評価：B》	10
2 財務内容の改善に関する取組 《評価：A》	10
VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組《評価：A》	10
4 参考	11
5 平成30年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書	

平成 30 年度公立大学法人横浜市立大学の業務の実績に関する評価結果

はじめに

公立大学法人横浜市立大学（以下「市大」という。）は、横浜というまちとともに歩み、地域に根ざした大学として、時代を担う人材の育成、多岐にわたる地域貢献、先進的な研究など、市民の期待に応える多くの成果を挙げてきた。

また、県内唯一の医学部を擁する公立大学として、市民の健康と命を支える「最後の砦」として、医療の提供・医療人材の輩出を続けている。

一方で、少子高齢化の一層の加速による大学間競争の激化、社会の急速なグローバル化の進展への対応、さらには国立大学法人法の改正（1 法人複数大学制）、今後予定されている大学等における修学の支援に関する法律の施行、大学入学共通テストの方向性公表など、市大を取り巻く環境は、大きく変化し、大学の存在意義が問われる環境が到来している。

こうした中、市大が今後も国際都市横浜にふさわしい大学として時代の要請に応え、存在意義を発揮し続けるため、グローバルな視野をもって活躍できる人材の育成、都市課題や市民生活に密着した課題の解決に引き続き取り組むことに加え、自らの強みや特色を更に伸ばし、厳しい社会情勢の中でも学生や市民、または社会人に選ばれ、市民からの一層の信頼を得る大学を目指すため、第 3 期中期目標及び中期計画に沿って、教育・研究・医療の充実を図るための取組を進めている。

平成 30 年度は、第 3 期中期目標及び中期計画期間（平成 29 年度から平成 34 年度まで）の 2 年目となる。具体的な評価の視点としては、①第 3 期中期目標の達成に向け、中期計画及び年度計画の進捗状況を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、市大の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと、②これまでの評価の中で指摘した事項について大学運営に的確に反映されているかなどを確認すること、③自主的・自律的な大学運営の実現を目指し、市大全体の組織・業務等の改善・充実を図る観点から、必要に応じて計画の修正を求めること等を基本方針とし、この期間での継続的な取組・実施を念頭に置きつつ、平成 30 年度業務実績の評価を行った。

1 法人評価の概要

<法人評価の概要>

公立大学法人横浜市立大学は法人化に伴い、市会の議決を経て市が定めた中期目標の達成に向け、公立大学法人自らが策定した中期計画や年度計画に基づいて自主自律的な大学運営を推進することとなっている。また、公立大学法人は中期目標の期間（6年間）における業務の実績について横浜市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」※という。）の評価を受けるとともに、各事業年度における業務の実績についても評価委員会の評価を受けることになっている。

評価委員会は、中期目標期間並びに各事業年度における評価にあたって、中期計画や年度計画の実施状況を調査及び分析し、その結果を考慮して総合的な評価を行う。またその評価結果を、公立大学法人に通知するとともに市長へ報告し、公表する。

なお、市長はこの評価結果を受けたときは議会へ報告することになっている。

※横浜市公立大学法人評価委員会委員（任期:令和2年12月23日まで）

委員長	工藤 智規	元文部科学審議官
委員	蟻川 芳子	学校法人 日本女子大学 理事長
	有賀 徹	独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長
	大久保 千行	横浜商工会議所 副会頭
	河合 千尋	日本公認会計士協会神奈川県会 公認会計士

（委員は50音順）

<主な評価の方針>

評価委員会は、主として次のような方針に基づき、業務実績に関する評価を行う。

- (1) 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していくこと。
- (2) 当該事業年度における業務の実績について評価を行うこと。
- (3) 前年度の評価の中で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど当年度の評価の中で確認すること。
- (4) 中期目標の期間における中期計画の実施状況の調査・分析を行うこと。
- (5) 自主自律的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実の観点から、必要に応じて修正を求めること。
- (6) 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、改正地方独立行政法人法に基づき、中期目標等の期間5年目に中間評価を行うこと。

<評価の流れ>

(1)平成30年度 業務実績報告書の提出及び公立大学法人の自己評価

公立大学法人が年度計画上の目標を達成するための取組(6分類)とその目標を達成させるための具体的な取組(12項目)にまとめた「平成30年度公立大学法人横浜市立大学の年度計画における業務の実績報告書」等の提出を受けた。

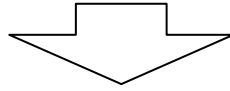
これをまとめるにあたって、公立大学法人は年度計画上の取組67項目を対象に自己評価を行った。

【自己評価】

S	A	B	C	合計
2	64	1	0	67

【評価の基準】

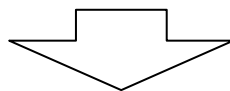
- S……年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している
- A……年度計画を順調に達成している
- B……年度計画を十分には達成できていない
- C……年度計画をほとんど達成していない



(2) 評価委員会による評価(詳細はP4以降を参照)

公立大学法人から提出のあった平成 30 年度業務実績報告書等に基づいて、評価委員会は書面審査及びヒアリングを実施し、次の項目に沿って調査・分析を行い、総合的に評価を行った。

評価委員会として評価した項目	法人の 自己評価	評価委員会 による評価
I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組	A	A
1. 教育に関する取組	A	A
2. 研究の推進に関する取組	A	A
II 地域貢献に関する目標を達成するための取組	A	S
III 国際化に関する目標を達成するための取組	A	A
IV 附属2病院(附属病院及び附属市民総合医療センター)に関する目標を達成するための取組	A	A
1. 医療分野・医療提供等に関する取組	A	A
2. 医療人材の育成等に関する取組	A	A
3. 地域医療に関する取組	A	A
4. 先進的医療・研究に関する取組	A	A
5. 医療安全・病院運営に関する取組	A	A
V 法人の経営に関する目標を達成するための取組	A	A
1. 業務運営の改善に関する取組	A	B
2. 財務内容の改善に関する取組	A	A
IV 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組	A	A



(3) 法人評価結果(本報告書)の作成

- ・年度計画全体の進捗状況を示す全体評価と、各取組の進捗状況を示す項目別評価に分けてまとめた。
- ・項目別評価において、法人から提出のあった業務実績報告書やヒアリング等を通じて取組状況を把握し、主な取組を記載するとともに、項目ごとの評価を示した。
- ・法人の取組に対する「特に評価できる点」と「留意点」を示した。

2 平成 30 年度の業務実績の総括的評価

平成 30 年度の業務実績に関する全体的な評価としては、第 3 期中期計画期間の 2 年目の年として、第 3 期中期目標達成に向けて、教育、研究、附属病院運営等法人活動の多くの部分にわたり、理事長・学長の優れたリーダーシップのもと、さまざまな工夫、努力が重ねられ、全体としてほぼ順調に業務が実施されたと認められる。

教育面では、第 3 期中期計画策定と並行して議論・検討を重ねてきた国際総合科学部の再編が形となり、初年度入試では国際教養学部、国際商学部及び理学部の 3 学部合計で前年度を上回る志願者を集め、教育の質の更なる向上に向けて順調なスタートを切ることができたこと、また、データサイエンス研究科を令和 2 年 4 月に設置すべく、手続きを順調に進めるとともにデータサイエンスに係るプログラムを他大学と連携して開発するなど、データサイエンス学部の新設を契機とした連続性のある取組が展開されていること、更には、医師国家試験の合格率が 97.7%（全国第 3 位）、看護師国家試験及び保健師国家試験で合格率がともに 100%を達成したことを評価する。これらの取組は大学全体でしっかり議論し、検討されたものが形になってきていることに注目したい。

研究面では、先端医科学研究センターで、平成 29 年度に終了した「文部科学省イノベーションシステム整備事業」事後評価において、協働機関(企業)と継続的な共同研究へと発展していること等が評価され、最高評価である「S 評価」を得ることができたことなどは評価できる。これらにより、産学連携の更なる促進、優れた研究者の人材育成が推進されることを期待する。

地域貢献面では、市が抱える様々な政策課題に対し、教員の研究シーズを活かし、課題を解決・支援する取組である「教員地域貢献活動支援事業」等、市と連携した取組が活発に展開できたこと、ボランティア未体験・初心者学生向けの企画を実施する等の創意工夫を図り、多くのボランティア登録や派遣につなげたことや、エクステンション講座の充実など、持ちうる特性や機能を活かし、公立大学としての役割を十分に果たしており、評価できる。

国際化面では、海外派遣プログラムの拡充など留学しやすい学修環境を整備し、派遣学生比率は数値目標に近づいたこと、また、留学生の受け入れについては、入学前奨学金制度を新設

するなど、受け入れ体制の強化が進められており、近年、取組の充実が顕著となっており、成果として実を結ぶまで、継続した取組を期待したい。

医療面では、高度救急救命センターが厚生労働省による救命救急センターの診療体制や診療実績を評価する「充実段階評価」において、全国 289 施設中、第 3 位になったことや、両病院長のリーダーシップの下、地域医療機関との連携強化と機能分化が進み、地域医療の最後の砦の役割を充分果たしていることは評価する。

また、過年度の医療事故の教訓等を踏まえ、検査から得られた情報を正確に把握し、患者の治療に適切にフィードバックする体制の整備が進められているところであるが、引き続き、ハード・ソフトの両面からしっかり取組を進めていただきたい。

経営面では一部に個人情報紛失等の不祥事が発生し、毎年のように市民の信頼を損ねる事案が発生していることは遺憾であり、今後ともコンプライアンスの強化に取り組み、抜本的な改善を図られたい。

他方で、各部門においてより一層の自己収入の確保、業務改善、病院収支改善の取組を進めた結果、昨年度に引き続き、法人全体で 2 期連続の黒字を達成したことは高く評価したい。

全体を通して、法人、大学関係者の努力の状況が伝わってくる。この 1 年間の取組をしっかり振り返り、今後も、市大が有するポテンシャルを十分発揮させ、更なる飛躍を期待したい。

3 平成 30 年度の業務実績の項目別評価

評価	平成 30 年度 項目別評価
S	年度計画を上回って達成している、または達成の難易度が高い計画を順調に達成している。
A	年度計画を順調に達成している。
B	年度計画を十分には達成できていない。
C	年度計画をほとんど達成していない。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための取組

【30 年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。特に評価できる点（○）や留意点（●）は以下のとおり（以下同じ）。

1 教育に関する取組 《評価：A》

- 30 年 4 月に設置したデータサイエンス学部関連では、データサイエンス教育センターの設置、データサイエンス推進センターの全学組織化など、全学的なデータサイエンス教育推進に向けた取組を着実に進めた。他大学でも当該分野の取組が活発化してきている。引き続き、市大の特徴を生かした取組を継続されたい。
- 30 年度文部科学省補助事業「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業」に採択され、他大学とともに係る履修証明プログラムの創設や、企業との連携など、データサイエンス学部の創設を契機とした具体的な取組を推し進め、対外的なプレゼンス向上にもつながった。
- 次回受審する大学機関別認証評価に対応できるよう、31 年度からの新学部体制でワーキンググループを形成し、全学的な I R 推進体制を整えた。
- データサイエンス学部、国際総合科学部及び国際総合科学部再編後の新学部の連携について、会議体の合同開催や専門科目の相互乗り入れなど、学生目線に立った円滑な組織運営の仕組みづくりを行った。
- 全授業科目でのアクティブラーニング導入率 92.1%となり、昨年度実績 46.6%より大幅に増え、また、中期目標の指標 80%を上回った。
- 大学院教育において、他研究科との相互連携による関連科目の設置や英語科目の拡充、海外の研究者を招聘した実践的な英語による講義を企画するなど、領域横断的型研究を視野に入れた教育の充実を図った。
- 学生の経済的支援のための制度の充実や、健康面のサポートなど、学生が充実した生活を送ることができるような環境の整備を順次進めた。
- 大学院の社会人学生数が指標と大きく乖離している。高齢社会に伴う就労期間の長期化等により、社会人・中高年の学び直しの必要性が高まっていることを踏まえ、社会人のキャリアアップやキャリア転換のニーズに即した教育の展開を期待したい。

2 研究の推進に関する取組 《評価：A》

- 先端医科学研究センターでは、29年度で終了したイノベーションシステム整備事業の文部科学省による事後評価において、実用化につながる優れた研究成果をあげたこと、これらの企業と継続的な協働研究へと発展していること、基礎研究から臨床研究へのトランスレーショナルリサーチ体制の構築等が評価され、最高評価である「S評価」を得たことは評価できる。
- 30年度に採択された文部科学省の共同利用・共同研究拠点の活動の中心となる「エピゲノム解析センター」のほか、広告医学研究の拠点となる「コミュニケーション・デザイン・センター」を新たに設置するなど、先端医科学研究センターの一層の体制強化を図った。
- 戦略的研究推進事業(学長裁量経費)や学術的研究推進事業(学長裁量経費)において、各種プロジェクトを積極的に展開している。主要学術等掲載論文数や科学研究費補助金採択件数、共同受託研究数等の実績は着実に伸びており、研究活動が活発に行われていることは評価できる。

II 地域貢献に関する目標を達成するための取組

【30年度評価】 《評価：S》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- ボランティア未体験・初心者学生向けの企画を実施するなどし、ボランティア志向の向上と活動への参加を働きかけ、年度目標値を大きく上回る延べ490名(年度目標値：延べ260名)の学生がボランティア活動に参加した。
- 理事長を委員長として地域貢献に関する全学的な議論や進捗管理を行う「地域貢献推進本部会議」など、地域貢献に関する学内推進体制を強化した。今後、重要性がますます高まる医療や福祉などの分野での取組にもつながるものと思われる。今後に期待したい。
- 市が抱える様々な政策課題に対し、教員の研究シーズを活かし、課題を解決・支援する取組である「教員地域貢献活動支援事業」や、市民公開講座「エクステンション講座」の実績は年度目標値を上回った。学内の知的資源・研究成果を活かした取組を積極的に展開されたい。
- 金沢区並木地区に設置した「UDCN並木ラボ」では、関係機関の協力のもと、30年7月に拡大・移転した。急速な高齢化と人口減少という地域課題の解決に向けて、行政や地域住民と連携し、地域住民と隣接する金沢産業団地の企業の就業ニーズを橋渡しする仕組みの構築など、地域の活性化に貢献した。
- 学生が都市問題や地域経済に関わる機会が増えることは有意義である。女性や中高年の方にも学びの機会が増えれば、地域活性化にもつながる。こうした視点も取り入れ、幅広く地域貢献の取組を進めてほしい。

Ⅲ 国際化に関する目標を達成するための取組

【30年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

- 海外派遣プログラムの拡充など留学しやすい学修環境を整備し、派遣学生比率は数値目標に近づいたこと、また、留学生の受け入れについては、入学前奨学金制度の新設や安定的な留学生宿舎確保など、受け入れ体制の強化が進み、その出口支援として文部科学省の「留学生就職促進プログラム」を最大限活用し、留学生に手厚いキャリア教育・就職指導ができる体制を整えるなど、国際化に向けた取組が積極的に展開されていることは評価できる。
- 留学生の受け入れの充実や、学内で留学同様の体験とグローバルな視野を醸成できる事業として、海外学生と在学生在が共修できるサマープログラムの展開などを積極的に実践しているが、こうした在学生の国際交流の機会がますます充実していくことを期待する。
- 協定(覚書)校数について、医学部においては3大学との協定・覚書を締結するなど、順調に推移している。
- 国際化に係る指標でみると、派遣学生比率は第3期中期計画の目標値に近づいている一方で、留学生比率は徐々に改善し、学内年度目標値を達成しているものの、中期計画値には届いていない。成果が実を結ぶまで、取組を着実に推し進め、国際都市横浜に立地する大学として更なる飛躍を期待したい。

Ⅳ 附属2病院（附属病院及び附属市民総合医療センター）に関する目標を達成するための取組

【30年度評価】 《評価：A》

年度計画を順調に達成したと認められる。

1 医療分野・医療提供等に関する取組 《評価：A》

- 政策的医療の推進、高度医療の提供、地域の医療機関との連携強化という点で、着実に計画を実行し、大学病院として附属2病院の求められる役割を提供している。
- がん医療では、附属病院では、「がんゲノム診断科」を設置するとともに、「がんゲノム医療連携病院」としてがんゲノム医療の提供体制を充実させたこと、センター病院では、外来化学療法室を増床したほか、医療機器の更新に加え更なる拡充を検討するなど、がん治療機能の向上に向けた取組は評価できる。
- センター病院は、高度救命救急センターとして、市内外の急性期病院からの転院による受入れを行ったほか、二次救急の応需件数・率を向上させるとともに、横浜市重症外傷センターとして、市内の重症外傷の救急搬送にも対応するなど、地域医療の最後の砦としての役割を果たした。
- センター病院においては、救急棟及び本館の施設等について、専門業者による本格的な調査を実施し、抜本的な改修工事や手術支援ロボットの導入に向けて検討を進めた。2病院の連携強化、役割分担等を踏まえ、中長期的な視点から検討を進めてほしい。

2 医療人材の育成等に関する取組 《評価：A》

- 2病院において、臨床研修医マッチングで医科・歯科ともにフルマッチを達成したこと、新たな取組として、附属病院では、薬剤師国家試験合格者を受け入れるレジデント制度を導入し、大学病院としての使命である高度な教育・研究を実現しながら、限られた予算の中で戦力となる人材の確保を行ったことは評価できる。
- 看護師の特定行為研修制度の推進や、医療事務作業補助者の配置、女性医療スタッフの復職支援などの働きやすい職場環境の整備などの取組を堅実に進めている。

3 地域医療に関する目標を達成するための取組 《評価：A》

- 附属病院では、新規で「地域連携懇話会」を開催するなど、地域の医療機関と連携強化に向けた取組を進めたこと、患者サポートセンターの体制の強化に加え、在宅療養支援看護師による退院前後訪問を開始する等のきめ細かな入退院支援の充実を図っていることは評価できる。
- センター病院では、これまで連携病院協定を結んでいる病院のみを対象としていた連絡会において、連携を密にしているクリニックや医師会の方々を招き当院の取組を紹介することで病診連携を図ったこと、「外来機能の適正化プロジェクト」を設置し、地域医療機関からの紹介促進のために予約申込方法の簡素化等を進めるなど、地域医療との連携強化を図った。
- がん診療連携拠点病院、神奈川県エイズ治療中核拠点病院、あるいは肝疾患診療連携拠点病院として、オープンカンファレンスや地域の医療従事者向け研修会を実施するなど、地域医療の質の向上に向けた取組を幅広く展開していることは評価できる。
- 附属2病院について、地域の重要な拠点病院として貢献し、それぞれの役割に応じた医療が提供されているが、紹介率・逆紹介率は改善の余地がある。地域医療機関との役割分担を踏まえた取組を継続されたい。

4 先進的医療・研究に関する目標を達成するための取組 《評価：A》

- 2病院と医学部が連携し、先進的な医療を提供する体制を構築するため、臨床研究に係るセミナー研修会を計画的に実施したこと、附属病院の臨床研究中核病院の要件を満たす取り組みなど、基礎研究から臨床応用に向けた橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ)の推進に向けた多岐に渡る活動は評価できる。
- 先進医療申請件数は2病院ともに年度目標を達成しているが、新規治験の受入件数、特定臨床研究の実施件数は年度目標値に届かない。目標達成に向け様々な取組は行われているので、創意工夫しながら継続した取組を期待したい。

5 医療安全・病院運営に関する取組 《評価：A》

- 過年度の医療事故を踏まえ、検査結果の情報を正確に把握し、治療に適切に反映できる体制を構築するため、システム導入によるハード面の整備や、講演会などによる意識啓発により医療安全意識の向上に努めたことは評価できる。引き続き、ソフト・ハードの両面から継続した取組を求める。
- 附属病院では病床管理体制の強化を図るとともに、全看護師長参加の朝ミーティングを開始し、当日の空床状況の見える化・共有に取り組むなど、病床の効率的運用の推進を図った。また、DPCデータをはじめ各種データの診療分析を行うことで、平均在院日数の適正化を図った。
- センター病院では、二次救急の更なる受け入れ強化により、開院以来はじめて新入院患者数が20,000人を上回ったことや、教職員配置数の見直しによる診療体制の強化・充実を図ったこと、2病院において、効率的な手術枠の運用に努めた結果、手術件数が増加したことなど、病院の経営改善を着実に進めたことは、その努力を高く評価したい。
- 患者サポートセンターの整備や、警備員の増員・積極的な患者対応等により患者サービスの向上を図り、患者満足度では、目標値(【附】85%/年、【セ】80%/年)を超える実績(【附】94%、【セ】92%)となるなど、患者目線の運営が推進されたことは評価できる。
- 医療安全、病院経営の核となる病院長のガバナンスが発揮できる体制へと質の向上が図られており、これに基づく院内の諸活動が効果的に展開できている。

V 法人の経営に関する目標を達成するための取組

【30年度評価】 《評価：A》

年度計画を概ね順調に達成したと認められる。

1 業務運営の改善に関する取組 《評価：B》

- 全体を通して、学校規模は大きくないがきめ細かな取組を展開するという市大らしさを十分感じることができ評価できる。現場ではこの特性を活かした取組を着実に推し進め、経営陣には更なるガバナンスの強化を図っていくことで、更なる飛躍が期待できる。
- 女性の活躍推進や各職種に求められる職業倫理的な側面での強化など課題は少なくないが、理事長・学長のリーダーシップの下、年度計画を着実に進めている。
- 設置学部の見直しや国際化の取組など、これからの社会に必要とされる人材育成に向け、積極的な取組を展開されていることは十分評価できる。こうした取組が一般の高校生や受験生、保護者等にも幅広く伝わっていくよう、今後の効果的・戦略的な広報・情報発信に期待する。
- コンプライアンスやガバナンスの推進ともに具体的施策を展開しており、一体感ある風土が定着しつつある一方、30年度はアカデミックハラスメントや個人情報の漏えい等の事案が発生したことは誠に遺憾である。また、本年7月、臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えい事案が発生した。本事案は平成30年度に発生したものではないが、その要因となった事象が過年度から続いていたこと等を考慮し、今回の評価対象に組み込んだ。情報の性質や規模をみても重く受け止めるべきものと考えられる。原因究明と再発防止を徹底し、今後の取組につなげてほしい。
- 時代の要請を踏まえ、医療人材の育成と労働環境の向上の両立に向けた適切な対応を引き続き期待したい。

2 財務内容の改善に関する取組 《評価：A》

- 各部門においてより一層の自己収入の確保、業務改善、病院収支改善の取組を進めた結果、29年度に引き続き、法人全体で2期連続の黒字を達成したことは評価できる。特に2病院における医療現場での様々な取組の改善、更には財務面の改善については大いに評価する。

VI 自己点検及び評価に関する目標を達成するための取組

【30年度評価】 《評価：A》

年度計画を概ね順調に達成したと認められる。

- 毎年行われる法人評価を真摯に受け止め、課題解決に向けた方向性を学内でしっかり共有するとともに、年度計画の進捗管理では改善に向けた取組を検討するなど、目標達成に向けた積極性がみられる。引き続き、理事長・学長のリーダーシップのもと、風通しのよい組織風土を醸成するとともに、公立大学として市民目線に即した取組を期待する。

4 参考

◆ 横浜市公立大学法人評価委員会 開催状況(平成 29 年度以降)

- | | | |
|-------|----------------------|----------------------|
| 1 | 第 72 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 29 年 5 月 10 日開催) |
| 2 | 第 73 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 29 年 7 月 5 日開催) |
| 3 | 第 74 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 29 年 8 月 3 日開催) |
| 4 | 第 75 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 29 年 8 月 29 日開催) |
| ----- | | |
| 5 | 第 76 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 30 年 5 月 31 日開催) |
| 6 | 第 77 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 30 年 7 月 6 日開催) |
| 7 | 第 78 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (平成 30 年 8 月 22 日開催) |
| ----- | | |
| 8 | 第 79 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和元年 5 月 30 日開催) |
| 9 | 第 80 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和元年 7 月 4 日開催) |
| 10 | 第 81 回横浜市公立大学法人評価委員会 | (令和元年 8 月 21 日開催) |

◆ 横浜市公立大学法人評価委員会事務局

横浜市政策局大学調整課

◆ 地方独立行政法人法(抜粋)

(地方独立行政法人評価委員会)

第十一条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

以下(略)

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例)

第七十八条の二 公立大学法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)
 - 3 (略)
 - 4 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
 - 7 (略)